

検討に際してのモデルケース

【設例】

事業者であるYは、消費者との間で用いる約款において、消費者が契約を解除した場合には所定の違約金を支払わなければならない旨の契約条項（以下「本件違約金条項」という。）を用いていた。

特定適格消費者団体であるXは、本件違約金条項は、消費者契約法第9条第1号により無効となる部分があると考え、本件違約金条項により被害を受けた消費者を救済すべく共通義務確認の訴えの提起の準備を進めていたところ、Yの業績悪化傾向が顕著であることが報道された。そのため、Xは、Yの事業継続に重大な支障が生じていると考え、仮差押えの手続を実施することにした。Xは、契約を解除した消費者一人当たり平均して30万円の不当利得返還請求権が成立し、契約を解除した消費者は50人存在しており、そのうちの30人から授權を得られるだろうと推計して、900万円（＝30万円×30人）を被保全債権として仮差押えを申し立て、仮差押命令が発令され、執行された。

【該当性】

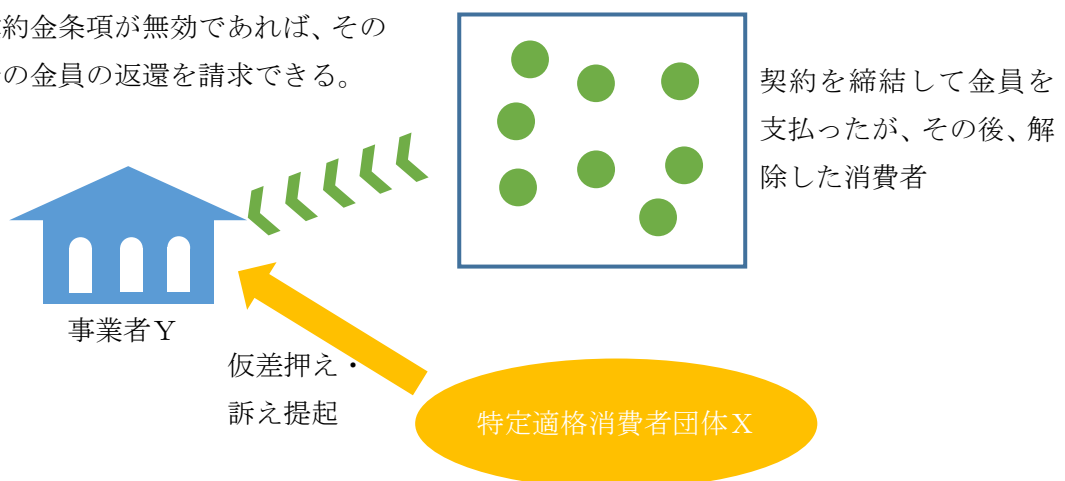
(1) 対象消費者

Yとの間で契約を締結し、同契約に基づき金員を支払った後、解除の意思表示をした者

(2) 対象消費者の数・・・50人

(3) 対象債権・・・不当利得返還請求権

違約金条項が無効であれば、その分の金員の返還を請求できる。



【ケース】

Xの仮差押えは、預金債権を目的とするものであり、Yは仮差押命令が執行されたことにより金融機関との間で期限前弁済をせざるを得なくなった。

その後、Xが共通義務確認の訴えを提起したところ、Xが勝訴し二段階目の手続が開始されたが、Xが得た債務名義の合計額は90万円に過ぎなかった。

そこで、Yは、Xに対して、預金債権が仮差押えされた結果、金融機関に期限前弁済する必要に迫られ、そのための資金を臨時に外部から調達せざるをえなくなったことによる損害として、当初の借入金と臨時に外部から調達した借入金の利息の差額分の賠償請求をした。